



# 施設への直接持ち込み



## 5 直接持ち込みについて（注意事項）

- (1) 搬入できるごみは、宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町から排出される一般廃棄物、同区域の事業所において事業活動により排出される事業系一般廃棄物に限られます。

未分別・産業廃棄物・処理不適物は、お持ち帰りいただきます。

- (2) 粗大ごみ以外は、中身が見える透明または半透明の袋に入れてください。  
※「指定ごみ袋」で持ち込まれても手数料が必要です。

- (3) 粗大ごみの受入可能サイズは下記のとおりです。

幅1m×高さ80cm×長さ2.5m以内

- (4) 処理手数料は下記のとおりです。

一般廃棄物（家庭ごみ）…………… 50円／10kg

事業系一般廃棄物（事業所ごみ）…100円／10kg

※10kg未満は10kgの処理手数料、10kg以上は1kg単位で四捨五入

※混載ごみは、ごみの種類ごとに処理手数料が必要

- (5) 排出者確認のため、個人の方は「運転免許証」、事業所の方は「身分証及び運転免許証」を提示いただきます。

- (6) ごみの種類によって降ろす場所が異なりますので、ごみが複数ある場合は事前に仕分けしてお持ち込みください。

- (7) 施設内は一方通行及び速度が規制されています。（15km/h以下）案内表示及び施設職員の指示に従って走行ください。

- (8) 持ち込みできる日時は下記のとおりです。

毎週月曜日～金曜日 午後1時～午後4時30分

※日曜日・祝祭日・年末年始（12月31日～1月3日）は受け入れできません。